【判例評釈】経営が破たんした子会社再建のためにする親会社による融資等の一部について、親会社の取締役に忠実義務及び善管注意義務違反が認められるとした事例(福岡高裁平成24年４月13日判決)

髙　　木　　康　　衣

2013年３月

九州国際大学法学会　法学論集　第19巻第３号　抜刷

【判例評釈】経営が破たんした子会社再建のためにする親会社による融資等の一部について、親会社の取締役に忠実義務及び善管注意義務違反が認められるとした事例(福岡高裁平成24年４月13日判決)

高　木　康　衣

１．事案の概要

本件は、Ｚ社[1]の株主である被控訴人Ｘが、同社の代表取締役であった控訴人Y1、取締役であった控訴人Y2及び同Y3に対し、同社の100パーセント子会社であり、食料品の購入、販売または斡旋等を業とするＡ社に対する不正融資等により同社が18億8000万円の損害を被ったとして、旧商法267条３項（現行会社法847条）に基づく株主代表訴訟によって、Ｚへの損害賠償の支払を求めたところ、原審である福岡地裁が被控訴人の請求を認容したため[2]、控訴人Y1らが控訴したものである。

本件の控訴人であるY1は、平成11年６月16日から平成20年６月３日頃まで、本件で問題とされている不正融資等がなされた期間にＺ社の代表取締役を務め、かつ昭和61年８月５日から平成20年６月頃までＡ社の取締役を兼任していた者である。

Y2は、平成13年６月13日から平成17年６月13日までＺ社の専務取締役を務め、平成13年６月23日から平成15年６月27日まではＡ社の専務取締役、同日から平成17年６月23日までは同社取締役会長を兼任していた者である。

Y3は、平成13年６月13日から平成17年６月13日までＺ社の常務取締役を務

め、また平成11年６月23日から平成17年６月23日まではＡ社の監査役を兼任していた者である。

Ａ社では、親会社であるＺ社を含む仕入業者に対し、仕入れた商品（魚）を一定の預かり期間に売却できなければ、期間満了時にＡ社で買い取る旨を約束して魚介類などを仕入れてもらっていた。このような約束のある仕入方法は、一般的には「契約在庫取引」と呼ばれるものである[3]が、それを同社では「ダム取引」と呼んでいた。

Ａ社では、このダム取引が繰り返してなされていた。すなわち、Ｚ社からＡ社が仕入れた魚を一定の期間内に売却できなかった場合、Ａ社がいったんこれをＺ社から買い取った後、再びそれをＺ社あるいは別の仕入業者に一定の預かり期間に売却できなければＡ社が買い取る旨の約束をして買い取ってもらう。そして再び預かり期間経過後に売却できなければＡ社がこれをいったん買い取るという具合に、ダム取引を複数回繰り返すのである。この方法によれば、商品の帳簿価格は手数料や保管料などの実費が加算されるために取引を繰り返すほどに高くなる。その商品を市場で売却するに際しては当然市場価格によることになるのであるが、売れ残った商品が市場で高く―少なくとも手数料などが加算された帳簿価格と同額で―売れるかというと、もちろんそうではない。むしろ品質の劣化などによりその市場価額は下落するため、結果として」Ａ社にはいわゆる「含み損」が生まれてしまうことになる。これらの一連の取引の繰り返しのことをＡ社では「グルグル回し取引」と呼んでいた。

このような取引を行っていることによる在庫評価の異常等について、平成11年１月28日に開催されたＡ社の取締役会においてＡ社の取締役Ｂなどから指摘がなされ、これに関する調査委員会が調査を進めることとなった。このときY1はＡ社取締役を務めており、Ｂらに対して取締役会においてきちんと調査するようにとの発言があった。その後で、調査委員会は、平成11年４月の取締役会において、問題となる不良在庫総額は約3400万円であると報告した。

その後、平成16年には、再びＡ社の在庫についての調査委員会が発足され、

委員長には当時Ａ社取締役兼務Ｚ社取締役であったY2、Y3も選任され、３月31日にはＡ社の売掛金含み損が約14億円に上ることが報告された。そして、この調査報告に基づき、Ａ社では４月30日に親会社であるＺに対して平成21年度までに債務超過を解消することを目標とする再建計画書を提出すると共に、資金援助の申し入れを行った。なお、６月17日にはＡ社の売掛金含み損が14億8000万円であったとして再建計画の修正を行っている。これを受けて、Ｚ社では取締役会でＡ社再建のための資金としてＡ社に対して20億円の貸付枠を承認する旨を決議した。

その後、Ｚ社では平成16年６月29日から７回にわたって、総額19億1000万円をＡ社に貸し付けた（以下、これを本件貸付けと呼ぶ）。Ｚ社はこの貸付金から、Ａ社に対する売掛金として５億５千万円を回収している。

さらに平成16年12月29日には、Ａ社の含み損が22億6242万円であるとの新たな報告がなされた。その後、Ｚ社は平成17年４月４日、同27日、同５月30日の３回にわたって合計３億3000万円の新規貸付けを行った。

２．判決要旨

「当裁判所も、被控訴人の請求は認容すべきものと判断する。その理由は、以下のとおり付加するほかは、原判決「事実及び理由」の「第３　当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。」

「Ａ…が行ったダム取引は、当初は、控訴人らが主張する会社の取引の拡大を図る過程における臨時的手段としてされたものであるが、その後、不良在庫や資金不足を会計上一時的に解消するためにも、契約書を作成せず、取締役会の承認も得ないで利用されるようになり、取引枠も数億円単位に拡大されていった。このような態様でのダム取引は、資金繰りの関係からダム取引を繰り返さざるを得なくなるものであって、その発展形であるグルグル回し取引への移行は当然であった。このグルグル回し取引は、それが繰り返されるごとに、

手数料や売買利益等が付加されて単価が上がるため、買い戻す度にその在庫商品の見かけ上の簿価は上昇していく。その反面、その在庫商品は冷凍食品等であるので、時間の経過による品質の劣化は免れない。そのため、商品価値は反対に低下して不良在庫化し、会計上でのいわゆる含み損は順次拡大を続ける。そして、グルグル回し取引の相手方であるＺにはＡに対する手数料等の利益が売掛金債権として帳簿上は増加する。しかし、Ａにあっては、不良在庫は実質的商品価値はなく、他社に通常の売却もできないため、会社を存続させるにはグルグル回し取引を継続する他はないものの、買戻し代金額は増加を続けるため、やがては経理上での処理では対処ができなくなって破綻することは明らかであった。そのため、Ｚの前記売掛金債権も実質的には無価値になるものであった。すなわち、このグルグル回し取引等は、実質的には商品を担保とする借入れと返済を繰り返す取引であるのに、商品売買として売上げないし利益が帳簿上計上され、不良在庫が処分された形式を採るものであるから、その財務状況が帳簿上正確に反映されず、むしろ実体の伴わない売上げないし利益が積み重ねられて巨額の架空売上げないし利益が計上されるため、その関係会社における粉飾決算の原因とならざるを得ないものであった。」

「これらからすると、ダム取引ないしグルグル回し取引は、営業上の必要ないし短期間の資金繰りの必要等からのやむを得ない経営上の事情等があるときに、後にそれに対する適正な回復処理が行われることを前提に、例外的な場合に限って行われたものでない限り、会社経営上において違法、不当なものであることは明らかである。」

「…Ａの代表者らは、平成11年１月、在庫商品内に評価額が異常に高額なものがあることに気付いたので調査したところ、かなりの割合の在庫商品自体に不良品があることが判明した。そこで、控訴人Y1に報告したところ、不明瞭な在庫状況等についての調査が指示された。それにもかかわらず、平成14年春ころから、ＡとＺとの間で５億円の限度でグルグル回し取引が開始されたものであるが、非正常な取引自体がなされていたことは、在庫状況や借入金の増加、

及び帳簿上の商品単価、数量等の徴表を総合すると経営判断上明らかであった。そのためＡの取締役会においても、不良在庫等に関する問題として度々取り上げられるようになっていた。このような状況下で、親会社であるＺの元役員であり、非常勤ではあるものの、子会社のＡの役員でもあった控訴人らは、平成15年末ないし平成16年３月ころ、Ａには非正常な不良在庫が異常に多いなどの報告を受け、本件調査委員会を立ち上げて調査したのであるから、その不良在庫の発生に至る真の原因等を探求して、それに基づいて対処すべきであった。そして、その正確な原因の究明は困難でなかったことは、その取引実態に起因する前記徴表等から明らかであった。それにもかかわらず、控訴人らは、子会社であるＡの不良在庫問題の実態を解明しないまま、親会社であるＺの取締役として安易にＡの再建を口実に、むしろその真実の経営状況を外部に隠蔽したままにしておくために、業績に回復の具体的目処もなく、経済的に行き詰まって破綻間近となっていたことが明らかなＡに対して、貸金の回収は当初から望めなかったのに、平成16年６月29日から同年12月29日にかけて合計19億1000万円の本件貸付けを実行してＡの会計上の損害を事実上補填したが、当然効果は見られず、平成17年２月24日には、そのうち15億5000万円の本件債権放棄を行わざるを得なくなったのに、さらに、同年４月４日から同年５月30日にかけて合計３億3000万円の本件新規貸付けを行ったものである。前記経緯からすると、その経営判断には、原判決が説示するとおり、取締役の忠実義務ないし善管注意義務違反があったことは明らかである。」

「…上記のとおり、控訴人らは、Ａに不明瞭な多額の在庫があるとの報告を受け、その後も、在庫や借入金が急速に増加し、その状況が一向に改善しない等の状況を認識していながら、何らの有効な措置を講じないまま、経営破綻の事態が差し迫った状況になった後に、支援と称して本件貸付等を行ったのである。また、Ａの再建にはその経営困難に陥った原因解明が必要不可欠であったのに、それをなさないで、そして現実の経営回復の裏付けがないため回収不能による多大な損失が出ることが当然予測されることが認識できたのに、本件貸

付けなどの支援をＡに行ったことは、Ｚの取締役としての経営判断として合理性はなく、正当なものであったなどとは言い得ないことは明らかである。」

【研究】

１．問題の所在

株式会社と取締役との関係は委任（民法643条）に関する規定に従う（平成17年改正前商法254条３項、会社法330条)。したがって、取締役はその職務を行うに際しては、受任者として、委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を遂行する義務すなわち善管注意義務を負う（民法644条）とともに、会社法上定められている取締役の職務の遂行についての一般的義務として、取締役が法令及び定款の規定並びに総会の決議を遵守して、会社のために忠実にその職務を遂行する義務すなわち忠実義務を負っている（改正前商法254条ノ３、会社法355条)。

この善管注意義務と忠実義務との関係性をいかに解するかは古くから議論されている[4]ところである。判例・多数説は、忠実義務は善管注意義務を具体的かつ注意的に規定したものであって、両者は表現の差異があるのみで、内容においては異ならないとする（同質説)[5]が、これを英米法の取締役の忠実義務を継受した特殊の義務であって、善管注意義務とは別個の義務と解する見解も少なからず存在する（異質説)[6]。このような同質説と異質説の対立状況は、2005年の会社法制定以降においても概ね同様である[7]。

この点について、本件判決及び原審判決では明言はしていないものの恐らく従来の判例・多数説に従っているものと考えられる。もっとも、近時は、同質説をとるか異質説をとるかで結論それ自体が大きく変わるところはないとされていることから、本稿でもこれ以上の論述は省く。

本稿で論ずるのは、子会社取締役を兼務する親会社取締役子会社にとって、善管注意義務ないし忠実義務違反を構成することとなる行為、すなわち会社法423条１項によって損害賠償責任が生ずることとなる「取締役が任務を懈怠し

て会社に損害が生じた場合」とはどのような行為か、という点である。なお、本件におけるY1らの行為は、子会社であるＡ社取締役としての任務懈怠あるいは利益相反に該当するものではないのかとの懸念が存するところではあるが、本件Ａ社はＺ社の100％子会社であり、仮にその問題があるとしても責任追及がされる可能性が極めて小さいことから、ここでは言及しない。

問題となるのは、業績に回復の具体的目処もなく、経済的に行き詰まって破綻間近となっていたことが明らかな子会社Ａ社に対して親会社であるＺ社取締役Y1らが行った回収不能の見込みが高い貸付けの実行などの一連のＺ社としての「経営判断」が、Y1らのＺ社（親会社）に対する「忠実義務ないし善管注意義務」に反する「任務懈怠行為」に該当するかどうか、という点である。

親会社のバランスシート上、子会社ではあっても他社に対して行う貸付(融資)は、親会社の有する債権として資産の部に計上されることになる。したがって、たとえどのような状況であれ子会社が破たんさえしていなければ、子会社に対する貸付によって親会社の資産がマイナスになることはない。逆に、こうした貸付債権は、子会社が破たんすれば一気に不良債権となってしまう以上、親会社の財産を目減りさせたくなければ、子会社を可能な限り存続させ続けなければならないということになる[8]。このような状況下において、子会社への貸付を実施することを決定した経営判断に、善管注意義務違反ないし忠実義務違反が存在するとすれば、それはいかなる点なのであろうか。すなわちそれらの行為の一体何が「任務懈怠」とされるのであろうか。

２．経営判断の原則

経営判断の原則（business judgment rule）は、19世紀以降、アメリカの判例法において発展したものであると言われる。取締役が会社の受任者として行う「経営」には、本来的にリスクがつきまとう。そのため、取締役が行った「経営判断」が、結果として会社に対する損失が生じたとしても、それによって直ちに取締役に対して会社が損害賠償責任を追及できるとすることは妥当

ではない[9]。そこで、アメリカの判例法上発展してきたのが経営判断の原則（business judgment rule）である[10]。

この原則は、我が国においても採用され、取締役の経営判断に関して一定の自由裁量を認めるための基準として発展してきた。その嚆矢は、福岡高裁昭和55年10月８日判決[11]に見ることができる。福岡高裁は、投機性の強い積極的な対応策―換言すれば、リスクの大きい対応策―によらなければ、親会社が多額の融資をした子会社が破たんし、親会社にも多額の損失が生じてしまうという状況にあって、子会社の救済融資を実施し、結果として再建に失敗したという事案について、このような判断を行った親会社取締役に対し、「経営判断の甘さを指摘される余地はあるにしても、企業人としてそれなりの合理的選択の範囲を外れたものとは認め難い」と判示した。これが我が国におけるいわゆる経営判断の原則が取り入れられた先例的意義を持つ判決であるといわれている[12]。

次いで神戸地裁昭和51年６月18日判決[13]や、東京地裁昭和53年３月１日判決[14]など、いわゆる初期の経営判断の原則に言及する判決は、問題となる取締役の経営判断に対して、注意義務違反の有無を事後的に裁判所が審査するのではなく、合理的な範囲において取締役に広範な裁量を認めようとする「総合判断型」の経営判断の原則が用いられたものであった[15]。

しかし近時は、経営判断の原則に従って取締役の注意義務違反の内容を判断する場合には、取締役の意思決定の前提となる情報収集（意思決定の過程）の不合理さと、意思決定の内容それ自体の明らかな不合理さとに分けて考えるべきであると説く学説[16]が主張されている。そして、東京地裁を中心にこうした形での「経営判断の原則」に従って、取締役の善管注意義務ないし忠実義務違反に基づく責任を否定する判決が多く出ている[17]が、全ての裁判例において統一の判断基準がとられているとは言い難い[18]。したがって、我が国における「経営判断の原則」のより詳細な理解や研究には、経営判断の是非が問題となっている全ての裁判例を検討する必要があるものの、本稿では本件と同じく一般事

業会社において「親会社による子会社への融資」が問題とされている事案のみを考察対象とする[19]。

先述のように経営不振に陥っている子会社を救済するために親会社が債権放棄、出資、低利子での融資等の支援を行うことは当然に行われている[20]。

例えば、もっぱら財務が脆弱な企業との取引に依存する経営を行い債務超過の状態にある完全子会社に対し、親会社が１億円の増資をしたものの、その後に子会社が倒産したことで親会社が被った損害（増資分）について、親会社取締役らに損害賠償責任が生ずるかどうかが問題とされたさいたま地裁平成22年３月26日判決がある[21]。さいたま地裁は、「取締役の経営判断に基づく施策が結果的に会社に損害をもたらした場合であっても、そのことから直ちに取締役が必要な注意を怠ったと断定することは相当でなく、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがあったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程、内容が会社経営者として著しく不合理なものであったかどうかという観点から審査を行うべきである。そして、前提となった事実認識に不注意な誤りがあり、又は、意思決定の過程、内容が著しく不合理であったと認められる場合には、その取締役の経営判断は、許容される範囲を逸脱したものとして、善管注意義務に違反するものというべきである。」と述べており、取締役の経営判断を意思決定の過程と判断の内容とに分けて判断するというタイプの「経営判断の原則」を採用したものと思われる。この点ではさいたま地裁判決は、近時の東京地裁判決の流れを汲む経営判断原則を採用する妥当なものであると評価できる。

しかしながら、さいたま地裁判決は、「意思決定を行うに当たっての過程が著しく不合理であるとまでいうことはできない」としつつも、被告である親会社取締役が、増資先である子会社が経営上高く依存していた取引先の財務状況につき、計算書類の閲覧などを検討することもなく、専ら子会社取締役を兼務する親会社取締役らの提示する資料に基づいて増資の決定にいたっているという点、すなわち経営判断の前提としての事実認識の前提となるその調査及び分

析を十分に行わなかったという点に不注意な誤りがあったと判示しているのであるが、この点については疑問が残る。

この点につき、例えば、「従来からも下級審判決でよく利用されてきた経営判断の原則の定式を示したものの、その具体的な適用のしかたは従来と異なっており、不自然な判示であるといわざるを得ない[22]」とする批判や、「経営判断原則を適用して、取締役の善管注意義務違反を認定するには、判断全体としての著しい不合理性の認定が必要であろう。判断としては著しい不合理はないが、前提となる事実の認識に不注意な誤りがあるから善管注意義務違反があるとして取締役に責任を認めるという本判決の構成には疑問が残る[23]。」とする批判は、正鵠を射ていると言えよう。

取締役の経営判断については、その判断の内容そのものに対する評価と、その判断の内容を決定するに至った過程に対する評価とを異なる基準によるべきであるとする近時の学説によって唱えられる経営判断の原則を踏襲すれば、必要な情報収集がなされたかどうかは、判断過程における注意義務違反の有無にかかわる問題であって、さらにその前提となる事実の認識における注意義務違反の有無を評価する必要があるとは思えないからである。

この点について、資産状況の悪い関連企業を株式交換によって完全子会社した際、関連企業株主に対する株式買取価格が不当に高かったことが、親会社に対する損害を生じさせたとして親会社株主が代表訴訟を提起した事案（アパマンショップ事件）における最高裁判決[24]では、経営判断をその決定の過程と内容に分けて考えるという近時の学説、下級審判決を踏襲した上で、親会社とグループ企業各社の全般的な経営方針などを協議する機関である経営会議において、「弁護士の意見を聴取するなどの手続きが履践されている」ことからその決定過程に合理性があるものと判示して取締役の責任を否定している。最高裁判決の方が従来的な経営判断の原則の用い方としては妥当なものと考えられるが、具体的な事件において経営判断の過程や内容を裁判所が実際にどのように審査すべきなのか、よりつめた議論が必要だとする見解[25]がみられる。

これらの判決を踏まえた上で本件判決を見てみる。本件では、平成16年６月29日から７回にわたり総額19億1000万円に及ぶ本件貸付を決定したＺ社の取締役会において、本件貸付を決議するに際してＡ社の財務状況やその取引先についての十分に合理的な調査などがなされた上で、Ｚ社としての合理的な経営判断を下すための手続きが履践されているのであろうか。確かにＡ社及びＺ社の取締役でもあるY1らは、Ａ社の取締役として同社の経営状況を知っていたことは明らかである。Y2及びY3は平成16年にＡ社の在庫についての調査委員に選任され、同年３月31日にＡ社の売掛金含み損が約14億円に上るとする調査報告を作成しているのであるから、Y1らがＡ社の財務状況の問題点を知らなかったとは言えない。そしてY1らは、こうした調査委員会を立ち上げて調査させた上で経営判断として本件貸付を決定している以上、自分たちに善管注意義務違反ないし忠実義務違反は存在しないと主張している。

しかし、Y1らはＡ社の財務状況の危険性について、Ｚ社取締役会において他の取締役らに対する説明を十分につくして、例え子会社救済のためとはいえ、Ｚ社が本件貸付を行うことによって引き受ける債権回収リスクが大きいことを、Ｚ社の利益のために明らかにしていると言えるであろうか[26]。本件判決は、「子会社であるＡの不良在庫問題の実態を解明しないまま、親会社であるＺの取締役として安易にＡの再建を口実に、むしろその真実の経営状況を外部に隠蔽したままにしておくために、業績に回復の具体的目処もなく、経済的に行き詰まって破綻間近となっていたことが明らかなＡに対して、貸金の回収は当初から望めなかったのに、…新規貸付けを行った…その経営判断には、原判決が説示するとおり、取締役の忠実義務ないし善管注意義務違反があったことは明らかである。」と述べている。「経営判断を過程と内容に分ける」というような直接の表現はないが、おそらく福岡高裁では、そのような経営判断原則の理解を前提とした上で、本件においては「経営判断の過程」において尽くすべき注意義務が尽くされていない点を取り上げて、Y1らの責任を認めているものと思われる[27]。

親会社が経営不振の子会社を救済すべく、親会社にとって一時的には損失を生ずる可能性を高める取引を決定することそれ自体を否定することはできない。子会社の経営を維持し、あるいは倒産を防止することが、自己の会社の信用を維持し、その利益になるとの判断のもとに、親会社が一定のリスクを引き受けて子会社救済に乗り出すことも、一応合理的な経営判断である[28]と考えられる。

しかし、そのような親会社による子会社救済のための取引が経営判断としてなされることそれ自体が一律に不合理な判断と評価されるものではないとしても、本件のような子会社の危機的な財務状況について、親会社取締役が子会社取締役の立場としてそれを知りつつ本件貸付を行っていることは、判断の過程に著しい不合理があると言わざるを得ない。Y1らには子会社取締役として知り得た情報をもとに、親会社取締役として融資の是非を決定するべきかの判断をする必要があったはずである。そうでなければ、親子会社間で役員を兼務させる意味がどこにあるのだろうか。

裁判所は、「Ａ社の再建にはその経営困難に陥った原因解明が必要不可欠であったのに、それをなさないで、そして現実の経営回復の裏付けがないため回収不能による多大な損失が出ることが当然予測されることが認識できたのに、本件貸付などの支援をＡ社に行ったことは、Ｚ社の取締役としての経営判断として合理性はなく、正当なものであったなどとは言い得ないことは明らかである。」と断じている。これは子会社救済のための経営判断を行う場合の親会社取締役の行為基準として極めて重要な示唆を持つものではないだろうか。子会社の経営悪化に関する合理的な原因究明は、子会社救済のための融資という親会社の経営を決定する際に必要な情報収集の一環を構成するものであろう。そうした過程を経ずに決定され実行された子会社救済策は、いかに「子会社救済」との大義名分があっても、経営判断として尊重されるものとはならない。この点で、本件判決は妥当なものと考える。もっとも、それでは子会社の経営悪化に関する合理的な原因究明とはいかなるものであり、どのようなことを行えば

それを経た上で融資を決定したと言えるのか、という点についてはさらなる検討が必要となる。

また、本件判決においては、基本的には原判決（福岡地判平23・１・26）を引用する、と述べているにもかかわらず、一部原判決と矛盾するように解釈できる表現がみられる。たとえば、平成17年４月４日から同年５月30日にかけてＺ社がＡ社に対して行った合計３億3000万円の本件新規貸付けについて、原審福岡地裁はY1らの責任を否定している[29]のに対し、本件判決は平成16年になされた総額19億１千万円の本件貸付と共に平成17年の３億3000万円の新規貸付けについても、「その経営判断には、原判決が説示するとおり、取締役の忠実義務ないし善管注意義務違反があったことは明らかである。」と判示している点などがそれに当たる[30]。主文冒頭において、原判決を引用することが明らかにされている以上、原審判決の変更がなされたわけではない[31]が、そうだとすれば、本件判決でも平成16年になされた総額19億１千万円の本件貸付についてのみ、取締役の善管注意義務ないし忠実義務があるとの表現が妥当だったのではないだろうか。

注

1　資本金１億7600万円、従業員120名、水産物卸売業、水産物及びその加工品の販売の受託、水産物及びその他食料品の販売、加工ならびに輸出入などを事業内容とする会社である。

2　福岡地判平23・１・26金判1367号41頁（2011）

3　金判1399号25頁（本件判決に対するコメント）（2012）

4　詳細な学説の検討については森本滋「取締役の善管注意義務と忠実義務」民商81巻９号１頁以下（1980）

5　最判昭45・６・24民集24巻６号625頁、大隅健一郎・今井宏・小林量『新会社法概説』221頁以下（有斐閣、2009）

6　加美和照『新訂会社法第９版』304頁（勁草書房、2007）、この辺りの詳細につき赤堀(渋谷)光子「取締役の忠実義務(1)－(4)」法協85巻１号－４号（1969）

7　奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法２』147頁〔丸山秀平〕（日本評論社、2010）

8　バブル崩壊後、銀行とその子会社である系列ノンバンクの間でもこうした状況が生じていた。この点については、河本一郎ほか「取締役の責任―我が国における経営判断原則

の具体化―」民商109巻６号10頁〔河合伸一発言〕(1994)

9　江頭憲治郎『株式会社法第４版』438頁注３（2012）

10　アメリカにおけるbusiness judgment ruleの詳細な検討について、川濱昇「米国における経営判断原則の検討（一）（二）」法学論叢114巻２号79頁以下、５号36頁以下（1984)、三浦治「我が国における「経営判断」の原則（一・二)」Artes liberales第53号223頁以下（1993)、第54号177頁以下（1994)、神崎克郎「経営判断の原則」森本滋・川濱昇・前田雅弘編『企業の健全性確保と取締役の責任（初版)』193頁以下（有斐閣、1997)、吉原和志「取締役の経営判断と代表訴訟」小林秀之・近藤光男編『新版株主代表訴訟大系』78頁以下（弘文堂、2002)、宮本航平「取締役の経営判断に関する注意義務違反の責任」法学新報115巻５＝６号、７＝８号（2008-2009)。

11　判例タイムズ433号149頁（1980)、奇しくも本件と同じＺ社において、当時の代表取締役が行った子会社に対する多額の融資について、当時の専務取締役が会社を代表して、代表取締役の注意義務違反に基づく損害賠償請求を行った事例である。

12　神崎克郎「取締役の注意義務と経営判断の原則」金融法務事情1385号20頁（1994）

13　判時843号107頁

14　金判562号36頁

15　布井千博「グループ企業に対する金融支援につき取締役の責任が否定された事例―ロイヤル事件地裁判決―」金判1151号63頁（2002)、拙稿「判例研究」法学新法110巻第11号・12号280頁注９

16　神崎・前掲注（10）216頁、吉原・前掲注（10）96頁

17　東京地裁における経営判断の原則によって取締役の責任の有無が判断された事案として、東京地判平14・４・25判時1793号140頁、東京地判平14・７・18金判1155号27頁、東京地判平16・３・25判時1851号21頁、東京地判平17・３・３資料版商事法務258号128頁、東京地判平19・７・25判例タイムズ1288号168頁（一部認容）など。

18　三浦治「判例研究」金判1352号４頁（2010）

19　バブル崩壊後の不良債権処理に関連した銀行取締役による融資の是非が問われる事例で、経営判断の原則の適用が議論されたものが少なくない。しかしながら論者は、銀行取締役の注意義務と一般企業の取締役の注意義務とを同一基準で解することに多少の疑問を感じている。この点につき、拙稿「判例研究」法学新法110巻11・12号255頁以下(2004）参照。

20　子会社への融資方法の詳細について、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ(第三版)』243頁参照。

21　金判1344号47頁（2010）

22　三浦・前掲注（18）４頁

23　北沢義博「判例研究」大宮ローレビュー７号134頁（2011）

24　最判平22・７・15判時2091号90頁（2011）

25　吉原和志「判批」会社法百選第二版109頁（2011）

26　例えば、東京地裁平成14年４月25日判決（前掲注(17)）は、長銀による経営不振のリゾート会社への追加追加の是非が問われた事例であるが、「…追加融資を行うか否かの判断においては、銀行の取締役は、追加融資の打ち切りにより直ちに顕在化する既存融資の回収不能やプロジェクトの挫折により被る有形・無形の損失の大きさのみに目を奪われることなく、追加融資を打ち切る場合とこれを実行する場合のそれぞれに予測される損失を的確に把握し、これを最小化する方策を検討した上で、その比較衡量を行ない、追加融資を実行する方が損失が小さい場合、すなわち合理的に見込まれる貸し倒れリスク等を考慮しても追加融資を実行することにより全体として利益が期待しうる場合にのみ、これを実行すべきである。」と判示している。この東京地裁の判決は、その後の文脈から「銀行の取締役」が経営判断を行うに際しての注意義務の基準を示すものである（一般事業会社の取締役は同判例の射程外である）と考えると、本件はこれと同列に扱うべきではないが、それにしても本件における融資決定に際してのY1らの対応は、親会社取締役としての善管注意義務・忠実義務を逸脱したものと評価せざるを得ないであろう。

27　吉田正之「判例研究」金判1378号９頁（2011）

28　東京地方裁判所商事研究会・前掲注（19）243頁

29　福岡地判・平23・1・26金判1367号63頁

30　本稿では取り上げていないが、原審においては、Ａ社と他の会社（Ｚ社以外のグルグル回し取引の相手方（との取引につきＺ社が連帯保証人となったことや、Ｚ社がＡ社に対する債権放棄をしたことにつき、Y1らの義務違反に該当するかどうか、またＡ社がグルグル回し取引を繰り返していること等に対するY1らの監視義務違反の有無について争われていた。

31　金判1399号27頁本件判決に対するコメント参照。